

議案第129号

京丹後市弥栄機業センター条例等の一部改正について

京丹後市弥栄機業センター条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和4年9月1日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

使用料等について、京丹後市として統一した考え方で見直すため。

(別記)

京丹後市弥栄機業センター条例等の一部を改正する条例

(京丹後市弥栄機業センター条例の一部改正)

第1条 京丹後市弥栄機業センター条例（平成16年京丹後市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「受けなければならない。」の次に「許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。」を加える。

第8条第1項第1号中「条例」の次に「又はこの条例に基づく規則」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。

第10条及び第11条を次のように改める。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第15条中「その他市長の定めるところに従い」を「及び規則を遵守し」に改める。

第17条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第16条関係）

1 弥栄機業センター使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 （9：00～18：00）	夜間 （18：00～22：00）
和室	1時間	180	190
小会議室			
母子ホール	1時間	230	350

2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額

備考

- 1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数（1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。）を乗じて得た額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合（小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。）の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。
- 3 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 4 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満

の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。

- 5 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市織物センター条例の一部改正）

第2条 京丹後市織物センター条例（平成16年京丹後市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 利用者は、利用の許可を受けた織物センターにおいて、コインタイマー付きの附属設備を利用するときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

第10条及び第11条を次のように改める。

（使用料の減免）

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 織物センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第16条第3項中「別表」を「別表第1及び第2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第9条、第16条関係）

1-1 京丹後市峰山織物センター使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		昼間 （9：00～18：00）	夜間 （18：00～22：00）
大会議室	1時間	190	210
小会議室	1時間	180	190
教養室			
第1研修室			
第2研修室			

1-2 京丹後市峰山織物センターの附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
冷房設備（小会議室、教養室、第1研修室に限る。）	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額
暖房器具	1台につき1時間	50

2-1 京丹後市大宮織物ホール使用料

利用施設	単位	使用料（円）
------	----	--------

		昼間 (9:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
大ホール	1時間	1,020	1,070
大ホール予備室	1時間	70	70

2-2 京丹後市大宮織物ホールの附属設備の使用料

設備名	単位	使用料(円)
冷暖房設備(大ホール予備室に限る。)	1時間	利用する施設の1時間ごとの 使用料の2分の1の額

備考

- この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。
- 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。
- 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法

律第 2 2 6 号) に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。) を加算した額 (当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。) とする。

別表第 2 (第 9 条関係)

コインタイマーによる附属設備の使用料

名称	設備名		単位	使用料 (円)
京丹後市峰山織物センター	大会議室の冷暖房設備		3 0 分	1 0 0
京丹後市大宮織物ホール	大ホールの 冷暖房設備	前方ステージ側	1 時間	3 0 0
		後方入口側	1 時間	5 0 0

(京丹後市天女の里交流施設条例の一部改正)

第 3 条 京丹後市天女の里交流施設条例 (平成 1 6 年京丹後市条例第 1 8 0 号) の一部を次のように改正する。

第 1 0 条及び第 1 1 条を次のように改める。

(使用料の減免)

第 1 0 条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則 (令和 ● 年京丹後市規則第 ● 号) に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 1 1 条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天女の里の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第16条関係）

1 施設の使用料

利用施設	単位	使用料（円） （9：00～22：00）
加工研究室	4時間以内	240
	1時間（4時間を超える場合）	60
地域特産物製造室	4時間以内	320
	1時間（4時間を超える場合）	80
研修室	4時間以内	720
	1時間（4時間を超える場合）	180
体験実習室	4時間以内	720
	1時間（4時間を超える場合）	180

2 施設の附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
-----	----	--------

		(9:00~22:00)
冷暖房設備（研修室）	1時間	90

### 3 宿泊施設の使用料

利用施設	単位		使用料（円）
コテージ	1戸（宿泊利用）	14:00～翌日10:00	12,000 + (利用者数 × 1,500)
	1戸・1時間（デイ利用）	9:00～17:00	1,000
テントベース（電源付）	1基（宿泊利用）	14:00～翌日10:00	5,000
	1基（デイ利用）	9:00～17:00	2,500
フリーサイト（電源無）	1張（宿泊利用）	14:00～翌日10:00	4,000
	1張（デイ利用）	9:00～17:00	2,000

### 4 宿泊施設の附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
テント（レンタル）	1張	1,000

備考

- 1 施設及び附属設備の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 2 施設若しくは附属設備又はコテージのデイ利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市小町公園条例の一部改正）

第4条 京丹後市小町公園条例（平成16年京丹後市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を次のように改める。

（使用料等の減免）

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料及び入館料を減額し、又は免除することができる。

（使用料等の不還付）

第11条 市長は、既納の使用料及び入館料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一

部を還付することができる。

(1) 公園の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第16条関係）

小町の舎研修室使用料

利用時間	単位	使用料（円）
10:00～17:00	4時間以内	2,280
	4時間を超える場合（1時間につき）	570

小町の舎展示室入館料

区分	利用時間	単位	入館料（円）
大人	10:00～17:00	1人1回	200
小学生及び中学生			100

イベント展望ゾーン（芝生広場・ステージ）等使用料

区分	単位	利用時間	使用料（円）	備考
10人以上の団体による野外活動又は多数の参加者によって実施されるイベント	4時間以内	10:00～17:00	2,280	
	4時間を超える場合		570	

ト・スポーツ大会等	(1時間につき)			
	宿泊(キャンプ利用)	17:00～翌日10:00	3,000	1泊1張

備考

- 1 小町の舎研修室及びイベント展望ゾーンの利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 2 小町の舎研修室及びイベント展望ゾーンの利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

(京丹後市浅茂川温泉静の里条例の一部改正)

第5条 京丹後市浅茂川温泉静の里条例(平成16年京丹後市条例第183号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(使用料の不還付)

第10条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 静の里の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表第2を次のように改める。

別表第 2（第 8 条、第 1 5 条関係）

利用施設	区分		使用料（円）	
浴場	1 人につき 1 回		5 5 0	
プール	一般使用	1 人につき 1 回	大人	3 7 0
			小人（中学生以下）	1 9 0
	占有使用	1 コースにつき 1 回	4 時間以内	1, 8 2 0
			4 時間を超える場合	3, 6 4 0

備考

- 1 施設の利用時間は、午前 1 0 時から午後 1 0 時までとする。
- 2 プールの占有使用は、1 0 人以上での使用に限るものとする。
- 3 プールの占有使用につき、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の 3 倍に相当する額とする。
- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市丹後半島森林公園条例の一部改正）

第 6 条 京丹後市丹後半島森林公園条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 1 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条及び第 1 1 条を次のように改める。

（使用料の減免）

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公園施設等の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第13条中「利用者」の次に「又は入園者」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条、第16条関係）

1 京丹後市丹後半島森林公園使用料

(1) オートキャンプ場

単位		使用料（円）
1区画（宿泊利用）	11：00～翌日10：00	4,000
1区画（デイ利用）	9：00～17：00	2,000

(2) バンガロー

単位	使用料（円） （11：00～翌日10：00）

1 棟・1 日	1 0, 0 0 0
---------	------------

(3) テニスコート（全天候型ゴムチップコート）

単位	使用料（円） （8：30～17：00）
1 時間以内	1, 5 0 0
1 時間（1 時間を超える場合）	5 0 0

2 京丹後市スイス村高原休養センター使用料

(1) 休養室

利用施設	単位	使用料（円） （13：00～20：00）
休養室	4 時間以内	1, 0 0 0
	1 時間（4 時間を超える場合）	2 5 0

(2) 入浴

単位	使用料（円） （13：00～20：00）
1 人・1 回	5 0 0

3 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料

(1) 宿泊施設

利用者	単位	使用料（円）
-----	----	--------

		(15:00～翌日10:00)
3歳以上	1人・1泊	6,000
3歳未満	1人・1泊	1,000

(2) 会議室

利用施設	単位	使用料(円)
		(9:00～17:00)
各室会議等一時利用	4時間以内	1,000
	1時間(4時間を超える場合)	250

備考

- 1 京丹後市丹後半島森林公園テニスコート、京丹後市スイス村高原休養センター休養室及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 2 京丹後市丹後半島森林公園テニスコート、京丹後市スイス村高原休養センター休養室及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

(京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の一部改正)

第7条 京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例（平成16年京丹後市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（使用料の不還付）

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 温泉施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第16条関係）

弥栄あしぎぬ温泉使用料

区分	利用時間	使用料（円）
1人につき1回	10:00～22:00	550

備考

使用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例の一部改正）

第8条 京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例（平成16年京丹後市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

第12条及び第13条を次のように改める。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 稲葉本家の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第15条中「利用者」の次に「又は入館者」を加える。

第18条第3項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に別表として次の1表を加える。

別表（第11条、第18条関係）

1 稲葉本家の施設の専用利用に係る使用料

利用施設	単位	使用料（円）	
		休館日	9：00～22：00
		開館日	17：30～22：00
おもや 母屋	4時間以内	1部屋につき	3,000

	1 時間（4 時間を超える場合）		7 5 0
ぎんしょうしゃ 吟松舎	4 時間以内	1 部屋につき	3, 0 0 0
	1 時間（4 時間を超える場合）		7 5 0
たくみどころ 匠 処	4 時間以内	1 棟につき	5, 0 0 0
	1 時間（4 時間を超える場合）		1, 2 5 0

## 2 稲葉本家の附属設備の専用利用に係る使用料

設備名	単位	使用料（円）	
		休館日	開館日
		9：00～22：00	17：30～22：00
冷暖房器具	1 時間		2 0 0

### 備考

- 1 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 2 稲葉本家の施設及び附属設備の専用利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市かぶと山虹の家条例の一部改正）

第9条 京丹後市かぶと山虹の家条例（平成16年京丹後市条例第189号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を次のように改める。

（使用料の減免）

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 虹の家の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第16条関係）

1 虹の家使用料

利用施設	単 位		使用料（円）		
			昼間（8：30～18：00）		夜間（18：00～22：00）
			4時間未満	4時間以上	
多目的ホール	1人	市内利用者	300	600	600

	市外利用者	500	1,000	1,000
全面	市内利用者	3,000	6,000	6,000
	市外利用者	5,000	10,000	10,000

## 2 附属設備の使用料

設備名	単位	使用料（円）
シャワー	1人・1回	300

### 備考

- 1 市内利用者とは、市民及び市内に事業所を有する法人をいう。
- 2 市外に所在する小学校、中学校、高等学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用する場合の利用施設の使用料は、市内利用者の使用料を適用する。
- 3 利用施設の使用料は、入場料その他の料金を徴収して利用する場合は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- 4 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例の一部改正）

第10条 京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例（平成16年京丹後市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（使用料の不還付）

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) キャンプ場の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第13条中「利用者」の次に「又は入園者」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第16条関係）

キャンプ場使用料

利用施設	単位		使用料（円）
テントサイト	1基（宿泊利用）	14：00～翌日 12：00	4,000
	1基（デイ利用）	9：00～17： 00	2,000
オートキャンプ場	1区画（宿泊利用）	14：00～翌日 12：00	5,000
	1区画（デイ利用）	9：00～17： 00	2,500

フリーサイト	1 張（宿泊利用）	1 4 : 0 0 ~ 翌日 1 2 : 0 0	4, 0 0 0
	1 張（デイ利用）	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	2, 0 0 0

備考

- 1 利用施設は、炊事棟の利用を含むものとする。
- 2 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

（京丹後市てんきてんき村関連施設条例の一部改正）

第11条 京丹後市てんきてんき村関連施設条例（平成17年京丹後市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を次のように改める。

（使用料の減免）

第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（令和●年京丹後市規則第●号）に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付す

ることができる。

(1) てんきてんき村関連施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第13条中「利用者」の次に「又は入館者」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設（はしうど荘）	京丹後市丹後町間人632番地の1
京丹後市郷土文化保存伝習施設（伝習館）	京丹後市丹後町間人633番地の1
京丹後市体験農業園地等管理施設（管理棟）	京丹後市丹後町竹野280番地
京丹後市てんきてんき村オートキャンプ場	京丹後市丹後町竹野342番地
京丹後市てんきてんき村多目的広場	京丹後市丹後町竹野289番地
京丹後市道の駅（てんきてんき丹後）	京丹後市丹後町竹野313番地の1
京丹後市碓高原ステーキハウス	京丹後市丹後町碓1番地
京丹後市宇川温泉よし野の里	京丹後市丹後町久僧1562番地
京丹後市海浜植物観察園	京丹後市丹後町間人68番地の1
京丹後市高嶋園地	京丹後市丹後町上野729番地

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条、第16条関係）

てんきてんき村関連施設使用料

利用施設		利用時間	単位		使用料（円）	摘要
はしう ど荘	個室	15:00～翌日1 0:00	1泊	3歳以上の者1人につき	6,000	
				3歳未満の者1人につき	1,000	
		9:00～18:0 0	4時間以内 1時間（4時間を超える場合）	1室につき	2,240	
					560	
	研修室	9:00～18:0 0	4時間以内 1時間（4時間を超える場合）	1室につき	3,560	
					890	
浴室	11:00～22: 00	1回	1人につき	550	宿泊を伴う場 合は、個室使 用料の中に含 まれる。	
伝習館	多目的研 修室	9:00～18:0 0	4時間以内	1室につき	3,560	
			1時間（4時間を超える場合）		890	
	体験室		4時間以内	1室につき	2,240	
			1時間（4時間を超える場合）		560	
体験実習		一式		実費		
てんきてんき村オ ートキャンプ場	11:00～翌日1 0:00	1区画（宿泊利用）	電源付		5,000	
			電源無		4,000	

		9:00~17:00	1区画(デイ利用)	電源付	2,500	
		0		電源無	2,000	
てんきてんき村多 目的広場		9:00~18:00	4時間以内		2,240	
		0	1時間(4時間を超える場合)		560	
		11:00~翌日10:00	テント1張(キャンプ利用)		4,000	
宇川温 泉よし 野の里	宿泊室	15:00~翌日10:00	1泊	1人につき	3,000	左欄の合計額
				1室につき	12,000	
	浴室	10:00~21:00	1回	1人につき	550	宿泊を伴う場合は、宿泊室使用料の中に含まれる。
	大広間	9:00~18:00	4時間以内	1室につき	3,560	
					1時間(4時間を超える場合)	
	加工試作室	0	4時間以内	1室につき	2,240	
					1時間(4時間を超える場合)	
	ゲートボール場	0	4時間以内	1面につき	1,320	
					1時間(4時間を超える場合)	
	宿泊棟広	0	4時間以内	1室につき	3,120	

	間		1 時間（4 時間を超える場合）		7 8 0
高嶋園 地	駐車場	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	1 日	バス等の大型車 1 台につき	2, 0 0 0
				大型車以外 1 台につき	1, 0 0 0
	オートキ ャンプ場	1 1 : 0 0 ~ 翌日 1 0 : 0 0	1 区画（宿泊利用）	電源付	5, 0 0 0
				電源無	4, 0 0 0
	ャンプ場	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 区画（デイ利用）	電源付	2, 5 0 0
				電源無	2, 0 0 0

備考

- はしうど荘個室及び研修室、伝習館、てんきてんき村多目的広場、宇川温泉よしの里大広間、加工試作室、ゲートボール場及び宿泊棟広間の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。
- はしうど荘個室及び研修室、伝習館、てんきてんき村多目的広場、宇川温泉よしの里大広間、加工試作室、ゲートボール場及び宿泊棟広間の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。
- 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の京丹後市弥栄機業センター条例の規定、第2条の規定による改正後の京丹後市織物センター条例の規定、第3条の規定による改正後の京丹後市天女の里交流施設条例の規定、第4条の規定による改正後の京丹後市小町公園条例の規定、第5条の規定による改正後の京丹後市浅茂川温泉静の里条例の規定、第6条の規定による改正後の京丹後市丹後半島森林公園条例の規定、第7条の規定による改正後の京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の規定、第8条の規定による改正後の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例の規定、第9条の規定による改正後の京丹後市かぶと山虹の家条例の規定、第10条の規定による改正後の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例の規定及び第11条の規定による改正後の京丹後市てんきてんき村関連施設条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

京丹後市弥栄機業センター条例(平成16年京丹後市条例第29号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市弥栄機業センター条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第29号</p> <p>第1条～第3条 (略) (利用の許可)</p> <p>第4条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略) (利用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例_____の規定に違反したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条 (略) (<u>使用料の減免</u>)</p> <p>第10条 <u>市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(<u>使用料の不還付</u>)</p> <p>第11条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付すること</u></p>	<p>京丹後市弥栄機業センター条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第29号</p> <p>第1条～第3条 (略) (利用の許可)</p> <p>第4条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。<u>許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略) (利用許可の取消し等)</p> <p>第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例<u>又はこの条例に基づく規則</u>の規定に違反したとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>使用料を納期限までに納付しないとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9条 (略) (<u>使用料の減免</u>)</p> <p>第10条 <u>市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(<u>使用料の不還付</u>)</p> <p>第11条 <u>市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。</u></p>

現行	改正案																																			
<p>ができる。</p> <p>(1) <u>センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p>(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を利用することができないとき。</u></p> <p>第12条～第14条 (略) (指定管理者の管理の基準)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) <u>関係する法令、この条例その他市長の定めるところに従い、適正にセンターの管理を行うこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第16条 (略) (委任)</p> <p>第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長が別に定める。</u></p> <p><u>別表(第10条、第16条関係)</u></p>	<p>(1) <u>センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>第12条～第14条 (略) (指定管理者の管理の基準)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(1) <u>関係する法令、この条例及び規則を遵守し</u>、適正にセンターの管理を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第16条 (略) (委任)</p> <p>第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則で</u> 定める。</p> <p><u>別表(第9条、第16条関係)</u></p>																																			
<p><u>弥栄機業センター使用料</u></p>	<p><u>1 弥栄機業センター使用料</u></p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>1回</td> <td>200円</td> <td>400円</td> <td rowspan="3">冷暖房料 1機 500円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1回</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>母子ホール</td> <td>1回</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	室名	単位	金額		備考	昼間	夜間	和室	1回	200円	400円	冷暖房料 1機 500円	小会議室	1回	150円	300円	母子ホール	1回	1,000円	2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用施設</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>昼間 (9:00～18:00)</th> <th>夜間 (18:00～22:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td rowspan="2">1時間</td> <td rowspan="2">180</td> <td rowspan="2">190</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> </tr> <tr> <td>母子ホール</td> <td>1時間</td> <td>230</td> <td>350</td> </tr> </tbody> </table>	利用施設	単位	使用料(円)		昼間 (9:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)	和室	1時間	180	190	小会議室	母子ホール	1時間	230	350
室名			単位	金額		備考																														
	昼間	夜間																																		
和室	1回	200円	400円	冷暖房料 1機 500円																																
小会議室	1回	150円	300円																																	
母子ホール	1回	1,000円	2,000円																																	
利用施設	単位	使用料(円)																																		
		昼間 (9:00～18:00)	夜間 (18:00～22:00)																																	
和室	1時間	180	190																																	
小会議室																																				
母子ホール	1時間	230	350																																	
<p><u>注：夜間は、午後6時から午後10時までとする。</u></p>	<p><u>2 附属設備の使用料</u></p>																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>単位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷暖房設備</td> <td>1時間</td> <td>利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	単位	使用料(円)	冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額																													
設備名	単位	使用料(円)																																		
冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額																																		
	<p><u>備考</u></p> <p><u>1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額</u></p>																																			

現行	改正案
	<p>は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。</p> <p>2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。</p> <p>3 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</p> <p>4 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</p> <p>5 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の京丹後市弥栄機業センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</p>

京丹後市織物センター条例(平成16年京丹後市条例第177号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市織物センター条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第177号</p> <p>第1条～第8条 (略) (使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第10条 市長は、必要があると認めるときは、<u>前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p>第11条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 織物センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、織物センターの施設等を利用することができないとき。</u></p> <p>第12条～第15条 (略) (利用料金の収受)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>京丹後市織物センター条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第177号</p> <p>第1条～第8条 (略) (使用料)</p> <p>第9条 利用者は、利用の許可を受けたときは、<u>別表第1</u>に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>2 利用者は、利用の許可を受けた織物センターにおいて、コインタイマー付きの附属設備を利用するときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第10条 市長は、<u>公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(使用料の不還付)</u></p> <p>第11条 <u>市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 織物センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>第12条～第15条 (略) (利用料金の収受)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

現行	改正案																																																																																									
<p>3 前項に規定する利用料金の額は、別表 〇〇 に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p> <p><u>別表(第9条、第16条関係)</u></p> <p><u>使用料</u></p> <p><u>1 京丹後市峰山織物センター</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名</th> <th rowspan="2">使用料 区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>(9:00~12:30)</th> <th>(12:30~17:00)</th> <th>(17:00~22:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大会議室</td> <td>貸室料</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> <td style="text-align: center;">1,800</td> <td style="text-align: center;">2,500</td> </tr> <tr> <td>冷暖房料</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">30分当たり100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小会議室</td> <td>貸室料</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>冷房料</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">700</td> <td style="text-align: center;">800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教養室</td> <td>貸室料</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> <tr> <td>冷房料</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">700</td> <td style="text-align: center;">800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第1研修室</td> <td>貸室料</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>冷房料</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> <td style="text-align: center;">1,300</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>貸室料</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">1,200</td> </tr> <tr> <td>ストーブ</td> <td>暖房料</td> <td style="text-align: center;">300/台</td> <td style="text-align: center;">400/台</td> <td style="text-align: center;">500/台</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>上記の利用については、連続5日を超えないものとする。</li> <li>第2研修室のみを利用する場合で、第1研修室の冷房機器を利用する場合は、第1研修室の冷房料を適用する。</li> <li>大会議室の冷暖房料は、直接機械に投下するものとする。</li> </ol> <p><u>2 京丹後市大宮織物ホール</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p>	室名	使用料 区分	午前	午後	夜間	(9:00~12:30)	(12:30~17:00)	(17:00~22:00)	大会議室	貸室料	1,200	1,800	2,500	冷暖房料	30分当たり100円			小会議室	貸室料	500	800	1,000	冷房料	500	700	800	教養室	貸室料	500	800	1,000	冷房料	500	700	800	第1研修室	貸室料	800	1,000	1,500	冷房料	1,000	1,300	1,500	第2研修室	貸室料	600	800	1,200	ストーブ	暖房料	300/台	400/台	500/台	<p>3 前項に規定する利用料金の額は、別表第1及び第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第17条 (略)</p> <p><u>別表第1(第9条、第16条関係)</u></p> <p><u>1-1 京丹後市峰山織物センター使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用施設</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>昼間 (9:00~18:00)</th> <th>夜間 (18:00~22:00)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>1時間</td> <td style="text-align: center;">190</td> <td style="text-align: center;">210</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td rowspan="3">1時間</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">180</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">190</td> </tr> <tr> <td>教養室</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>1-2 京丹後市峰山織物センターの附属設備の使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>単位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷房設備(小会議室、教養室、第1研修室に限る。)</td> <td>1時間</td> <td>利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td>暖房器具</td> <td>1台につき1時間</td> <td style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2-1 京丹後市大宮織物ホール使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用施設</th> <th>単位</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	利用施設	単位	使用料(円)		昼間 (9:00~18:00)	夜間 (18:00~22:00)	大会議室	1時間	190	210	小会議室	1時間	180	190	教養室	第1研修室	第2研修室				設備名	単位	使用料(円)	冷房設備(小会議室、教養室、第1研修室に限る。)	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額	暖房器具	1台につき1時間	50	利用施設	単位	使用料(円)			
室名			使用料 区分	午前	午後	夜間																																																																																				
	(9:00~12:30)	(12:30~17:00)		(17:00~22:00)																																																																																						
大会議室	貸室料	1,200	1,800	2,500																																																																																						
	冷暖房料	30分当たり100円																																																																																								
小会議室	貸室料	500	800	1,000																																																																																						
	冷房料	500	700	800																																																																																						
教養室	貸室料	500	800	1,000																																																																																						
	冷房料	500	700	800																																																																																						
第1研修室	貸室料	800	1,000	1,500																																																																																						
	冷房料	1,000	1,300	1,500																																																																																						
第2研修室	貸室料	600	800	1,200																																																																																						
ストーブ	暖房料	300/台	400/台	500/台																																																																																						
利用施設	単位	使用料(円)																																																																																								
		昼間 (9:00~18:00)	夜間 (18:00~22:00)																																																																																							
大会議室	1時間	190	210																																																																																							
小会議室	1時間	180	190																																																																																							
教養室																																																																																										
第1研修室																																																																																										
第2研修室																																																																																										
設備名	単位	使用料(円)																																																																																								
冷房設備(小会議室、教養室、第1研修室に限る。)	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額																																																																																								
暖房器具	1台につき1時間	50																																																																																								
利用施設	単位	使用料(円)																																																																																								

現行						改正案				
室名	使用料 区分	午前	午後	夜間	全日	大ホール	1時間	昼間	夜間	
		(9:00～ 12:30)	(12:30～ 17:00)	(17:00～ 22:00)	(9:00～ 17:00)			(9:00～18:00)	(18:00～22:00)	
大ホール	貸室料	5,000	5,000	8,000	12,000	大ホール	1時間	1,020	1,070	
	冷暖房料	1時間当たり800円				大ホール予備室	1時間	70	70	
予備室	貸室料	300	300	400	700	2-2 京丹後市大宮織物ホールの附属設備の使用料				
	冷暖房料	100	100	200	300	設備名	単位	使用料(円)		
備考 2階大ホールの冷暖房料は、直接機械に投下するものとする。この場合に、前方ステージ側の冷暖房のみを利用する場合は、1時間当たり300円、後方入口側の冷暖房のみを利用する場合は1時間当たり500円とする。						冷暖房設備(大ホール予備室に限る。)	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額		
						備考				
						1	この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。			
						2	市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。			
						3	営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。			
						4	昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。			
						5	使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。			

現行	改正案																		
	<p data-bbox="1146 236 1400 264"><u>別表第2(第9条関係)</u></p> <p data-bbox="1146 276 1653 304"><u>コインタイマーによる附属設備の使用料</u></p> <table border="1" data-bbox="1184 316 2033 576"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 316 1431 357">名称</th> <th data-bbox="1431 316 1715 357">設備名</th> <th data-bbox="1715 316 1845 357">単位</th> <th data-bbox="1845 316 2033 357">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 357 1431 427">京丹後市峰山織物センター</td> <td data-bbox="1431 357 1715 427">大会議室の冷暖房設備</td> <td data-bbox="1715 357 1845 427">30分</td> <td data-bbox="1845 357 2033 427">100</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 427 1431 497">京丹後市大宮織物ホール</td> <td data-bbox="1431 427 1581 497">大ホールの</td> <td data-bbox="1581 427 1715 497">前方ステージ側</td> <td data-bbox="1715 427 1845 497">1時間</td> <td data-bbox="1845 427 2033 497">300</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 497 1431 576">京丹後市大宮織物ホール</td> <td data-bbox="1431 497 1581 576">冷暖房設備</td> <td data-bbox="1581 497 1715 576">後方入口側</td> <td data-bbox="1715 497 1845 576">1時間</td> <td data-bbox="1845 497 2033 576">500</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1229 587 1321 616"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="1180 627 1321 655"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="1146 671 1666 700">1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p data-bbox="1180 711 1321 740"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="1146 756 2047 858">2 <u>この条例による改正後の京丹後市織物センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u></p>	名称	設備名	単位	使用料(円)	京丹後市峰山織物センター	大会議室の冷暖房設備	30分	100	京丹後市大宮織物ホール	大ホールの	前方ステージ側	1時間	300	京丹後市大宮織物ホール	冷暖房設備	後方入口側	1時間	500
名称	設備名	単位	使用料(円)																
京丹後市峰山織物センター	大会議室の冷暖房設備	30分	100																
京丹後市大宮織物ホール	大ホールの	前方ステージ側	1時間	300															
京丹後市大宮織物ホール	冷暖房設備	後方入口側	1時間	500															

京丹後市天女の里交流施設条例(平成16年京丹後市条例第180号)新旧対照表【第3条関係】

現行				改正案			
京丹後市天女の里交流施設条例				京丹後市天女の里交流施設条例			
平成16年4月1日 条例第180号				平成16年4月1日 条例第180号			
第1条～第9条 (略)				第1条～第9条 (略)			
(使用料の減免)				(使用料の減免)			
第10条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。				第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。			
(使用料の不還付)				(使用料の不還付)			
第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。				第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
(1) 天女の里の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。				(1) 天女の里の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。			
(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、天女の里の施設等を利用することができないとき。				(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。			
第12条～第17条 (略)				第12条～第17条 (略)			
別表(第9条、第16条関係)				別表(第9条、第16条関係)			
天女の里交流施設使用料				1 施設の使用料			
種別	利用時間	午前 (9:00～12:30)	午後 (12:30～17:00)	夜間 (17:00～22:00)	利用施設	単位	使用料(円) (9:00～22:00)
加工研究室		200円	250円	300円	加工研究室	4時間以内	240
地域特産物製造室		300円	350円	400円		1時間(4時間を 超える場合)	60
研修室		600円	800円	1,000円	地域特産物製造室	4時間以内	320
体験実習室		600円	800円	1,000円		1時間(4時間を 超える場合)	80
コテージ 1戸	宿泊の場合 基本料金10,000円に1人につき1,000円 (小学生以下は500円)を加算した額						

現行		改正案		
	休憩の場合 1時間 1,000円		4時間以内	720
テントベース 1基	宿泊の場合 4,000円	研修室	1時間(4時間を超える場合)	180
	デイ利用の場合 2,000円		4時間以内	720
冷暖房料	市長が定める実費相当額	体験実習室	1時間(4時間を超える場合)	180
フリーサイト 1張	1,000円	2 施設の附属設備の使用料		
テント(レンタル) 1張	1,000円	設備名	単位	使用料(円) (9:00~22:00)
		冷暖房設備(研修室)	1時間	90
		3 宿泊施設の使用料		
		利用施設	単位	使用料(円)
		コテージ	1戸(宿泊利用) 14:00~翌日10:00	12,000+(利用者数×1,500)
			1戸・1時間(デイ利用) 9:00~17:00	1,000
		テントベース(電源付)	1基(宿泊利用) 14:00~翌日10:00	5,000
			1基(デイ利用) 9:00~17:00	2,500
		フリーサイト(電源無)	1張(宿泊利用) 14:00~翌日10:00	4,000
			1張(デイ利用) 9:00~17:00	2,000
		4 宿泊施設の附属設備の使用料		
		設備名	単位	使用料(円)
		テント(レンタル)	1張	1,000
		備考		
		1 施設及び附属設備の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使		

現行	改正案
	<p>用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</p> <p><u>2 施設若しくは附属設備又はコテージのデイ利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u></p> <p><u>3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の京丹後市天女の里交流施設条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u></p>

京丹後市小町公園条例(平成16年京丹後市条例第181号)新旧対照表【第4条関係】

現行	改正案																
京丹後市小町公園条例	京丹後市小町公園条例																
平成16年4月1日 条例第181号	平成16年4月1日 条例第181号																
第1条～第9条 (略) <u>(使用料等の減免)</u>	第1条～第9条 (略) <u>(使用料等の減免)</u>																
<u>第10条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料及び入館料を減額し、又は免除することができる。</u>	<u>第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料及び入館料を減額し、又は免除することができる。</u>																
<u>(使用料等の不還付)</u>	<u>(使用料等の不還付)</u>																
<u>第11条 既納の使用料及び入館料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>	<u>第11条 市長は、既納の使用料及び入館料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>																
<u>(1) 公園の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u>	<u>(1) 公園の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u>																
<u>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、公園の施設等を利用することができないとき。</u>	<u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>																
第12条～第17条 (略)	第12条～第17条 (略)																
別表(第9条、第16条関係)	別表(第9条、第16条関係)																
小町の舎研修室使用料	小町の舎研修室使用料																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全室</td> <td style="text-align: center;">半日</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	備考	全室	半日	2,000円		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">利用時間</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">10:00～17:00</td> <td style="text-align: center;">4時間以内</td> <td style="text-align: center;">2,280</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4時間を超える場合(1時間につき)</td> <td style="text-align: center;">570</td> </tr> </tbody> </table>	利用時間	単位	使用料(円)	10:00～17:00	4時間以内	2,280	4時間を超える場合(1時間につき)	570
区分	単位	使用料	備考														
全室	半日	2,000円															
利用時間	単位	使用料(円)															
10:00～17:00	4時間以内	2,280															
	4時間を超える場合(1時間につき)	570															

現行				改正案				
小町の舎展示室入館料				小町の舎展示室入館料				
区分	単位	入館料	備考	区分	利用時間	単位	入館料 (円)	
大人	1人1回	200円		大人	10:00~17:00	1人1回	200	
小学生及び中学生	//	100円		小学生及び中学生			100	
イベント展望ゾーン(芝生広場・ステージ)等使用料				イベント展望ゾーン(芝生広場・ステージ)等使用料				
区分	単位	使用料	備考	区分	単位	利用時間	使用料(円)	備考
10人以上の団体による野外活動又は多数の参加者によって実施されるイベント・スポーツ大会等	半日	2,000円		10人以上の団体による野外活動又は多数の参加者によって実施されるイベント・スポーツ大会等	4時間以内	10:00~17:00	2,280	
	宿泊を伴うもの	1泊につき3,000円加算			4時間を超える場合(1時間につき)		570	
					宿泊(キャンプ利用)	17:00~翌日10:00	3,000	1泊1張
備考				備考				
				<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小町の舎研修室及びイベント展望ゾーンの利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</li> <li>2 小町の舎研修室及びイベント展望ゾーンの利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</li> <li>3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地</li> </ol>				

現行	改正案
	<p><u>方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)</u>とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の京丹後市小町公園条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u></p>

京丹後市浅茂川温泉静の里条例(平成16年京丹後市条例第183号)新旧対照表【第5条関係】

現行			改正案					
京丹後市浅茂川温泉静の里条例			京丹後市浅茂川温泉静の里条例					
平成16年4月1日 条例第183号			平成16年4月1日 条例第183号					
(設置) 第1条～第9条 (略) (使用料の不還付)			(設置) 第1条～第9条 (略) (使用料の不還付)					
第10条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>			第10条 <u>市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。</u>					
(1) <u>静の里の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u>			(1) <u>静の里の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u>					
(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、静の里の施設等を利用することができないとき。</u>			(2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>					
第11条～第16条 (略)			第11条～第16条 (略)					
別表第1 (略)			別表第1 (略)					
別表第2(第8条、第15条関係)			別表第2(第8条、第15条関係)					
(単位：円)								
	区分	使用料	備考	利用施設	区分	使用料(円)		
浴場	1人につき1回	600		浴場	1人につき1回	550		
	一回券	400			プール	一般使用	1人につき1回	大人
一回券	200		1人につき1回	小人(中学生以下)			190	
回数券	大人(高校生以上)	(11回券) 4,000		占用使用		1コースにつき1回	4時間以内	1,820
	小人(中学生以下)	(11回券) 2,000					4時間を超える場合	3,640
1コース	一般利用	4,000	4時間以内の場合	2,000				
1日1回								
			備考					
			1 <u>施設の利用時間は、午前10時から午後10時までとする。</u>					

現行				改正案	
使	※10人			円とする。	<p>2 <u>プールの占有使用は、10人以上での使用に限るものとする。</u></p> <p>3 <u>プールの占有使用につき、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</u></p> <p>4 <u>使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)</u>とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の京丹後市浅茂川温泉静の里条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u></p>
用	以上と	営利を目的とする	12,000	4時間以内の	
	する。	場合及び入場料そ		場合は6,000	
		の他これに類する		円とする。	
		料金を徴する場合			

京丹後市丹後半島森林公園条例(平成16年京丹後市条例第185号)新旧対照表【第6条関係】

現行	改正案					
<p>京丹後市丹後半島森林公園条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第185号</p> <p>第1条～第9条 (略) (使用料の減免)</p> <p><u>第10条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第12条 (略) (損害賠償の義務)</p> <p>第13条 利用者_____は、故意又は過失により公園施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第14条～第17条 (略) 別表第1 (略) 別表第2(第9条、第16条関係)</p> <p><u>1 京丹後市丹後半島森林公園使用料</u></p> <p><u>(1) オートキャンプ場</u></p>	<p>京丹後市丹後半島森林公園条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第185号</p> <p>第1条～第9条 (略) (使用料の減免)</p> <p><u>第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 公園施設等の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>第12条 (略) (損害賠償の義務)</p> <p>第13条 利用者又は入園者は、故意又は過失により公園施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第14条～第17条 (略) 別表第1 (略) 別表第2(第9条、第16条関係)</p> <p><u>1 京丹後市丹後半島森林公園使用料</u></p> <p><u>(1) オートキャンプ場</u></p>					
<table border="1"> <tr> <td>日・祝日の前日</td> <td>左記以外の日</td> <td>1区画テント1張りター</td> </tr> </table>	日・祝日の前日	左記以外の日	1区画テント1張りター	<table border="1"> <tr> <td>単位</td> <td>使用料(円)</td> </tr> </table>	単位	使用料(円)
日・祝日の前日	左記以外の日	1区画テント1張りター				
単位	使用料(円)					

現行										改正案			
夏休み(7月～8月17日)				プ1張り駐車1台分						1区画(宿泊利用)	11:00～翌日10:00	4,000	
4,000円		2,000円								1区画(デイ利用)	9:00～17:00	2,000	
(2) 水道施設のみ使用													
10人以下		20人以下		50人以下		100人以下							
500円		1,000円		2,500円		5,000円							
(3) バンガロー													
日・祝日の前日		左記以外の日		8畳6棟						使用料(円)			
夏休み(7月～8月17日)				2段ベッド2組						(11:00～翌日10:00)			
10,000円		5,000円								1棟・1日			10,000
(4) テニスコート													
	時間	1	2	3	4	5	6	7	8				
コート													
全天候型ゴム		1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000				
チップコート		円	円	円	円	円	円	円	円				
2 京丹後市スイス村高原休養センター使用料										(2) バンガロー			
(1) 休養室等										使用料(円)			
区分		4時間以内		6時間以内		6時間以上				(11:00～翌日10:00)			
休養室(小)		1,000円		1,500円		6時間を超えると1時間増すごとに500円加算				1棟・1日			10,000
休養室(大)		2,000円		3,000円		6時間を超えると1時間増すごとに600円加算							
(2) 入浴										(3) テニスコート(全天候型ゴムチップコート)			
区分		使用区分		金額						使用料(円)			
大人(中学生以上)		1人1回につき		500円						(8:30～17:00)			
小人(3歳以上～小学生)		1人1回につき		300円						1時間以内			1,500
3 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設使用料										1時間(1時間を超える場合)			500
(1) 休養室													
利用施設		単位		使用料(円)									
休養室		4時間以内		1,000									
		1時間(4時間を超える場合)		250									
(2) 入浴													
単位		使用料(円)		(13:00～20:00)									
1人・1回		500											
3 京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」使用料													
(1) 宿泊施設													

現行			改正案		
利用者／目的等	金額	備考	利用者	単位	使用料(円) (15:00～翌日10:00)
大人(中学生以上)	8,500円	1泊2食付	3歳以上	1人・1泊	6,000
小人(3歳以上～小学生)	7,500円	1泊2食付	3歳未満	1人・1泊	1,000
2歳以下	無料		(2) 会議室		
各室会議等一時利用	2,000円	4時間以上	利用施設	単位	使用料(円) (9:00～17:00)
〃	1,000円	4時間未満	各室会議等一時利	4時間以内	1,000
			用	1時間(4時間を超える場合)	250
			備考		
			<p>1 京丹後市丹後半島森林公園テニスコート、京丹後市スイス村高原休養センター休養室及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</p> <p>2 京丹後市丹後半島森林公園テニスコート、京丹後市スイス村高原休養センター休養室及び京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」各室会議等一時利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</p> <p>3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</p>		
			<p>附 則 (施行期日)</p>		

現行	改正案
	<p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の京丹後市丹後半島森林公園条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u></p>

京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例(平成16年京丹後市条例第186号)新旧対照表【第7条関係】

現行	改正案										
京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例	京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例										
平成16年4月1日 条例第186号	平成16年4月1日 条例第186号										
第1条～第10条 (略) (使用料の不還付)	第1条～第10条 (略) (使用料の不還付)										
<u>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</u>	<u>第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(1) 温泉施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u> <u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>										
第12条～第17条 (略)	第12条～第17条 (略)										
別表(第9条、第16条関係)	別表(第9条、第16条関係)										
弥栄あしぎぬ温泉使用料 (単位：円)	弥栄あしぎぬ温泉使用料										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人につき1回</td> <td style="text-align: right;">600</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料	1人につき1回	600	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> <th style="text-align: center;">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人につき1回</td> <td style="text-align: center;">10:00～22:00</td> <td style="text-align: right;">550</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用時間	使用料(円)	1人につき1回	10:00～22:00	550
区分	使用料										
1人につき1回	600										
区分	利用時間	使用料(円)									
1人につき1回	10:00～22:00	550									
	備考 <u>使用料の額は、この表の規定により算出した額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)</u> とする。										
	附 則 (施行期日) 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>この条例による改正後の京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u>										

京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例(平成16年京丹後市条例第188号)新旧対照表【第8条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第188号</p> <p>第1条～第10条 (略) (使用料)</p> <p>第11条 稲葉本家の施設の専用利用に係る施設名、利用区分、利用単位及び使用料は、<u>別表第1</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2 稲葉本家の施設に備える附属設備の専用利用に係る附属設備名、利用単位及び使用料は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>3 (略) (使用料の減免)</p> <p><u>第12条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>第14条 (略) (損害賠償の義務)</p> <p>第15条 利用者_____は、稲葉本家の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復するための費用の額を限度として市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があ</p>	<p>京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月1日 条例第188号</p> <p>第1条～第10条 (略) (使用料)</p> <p>第11条 稲葉本家の施設の専用利用に係る施設名、利用区分、利用単位及び使用料は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2 稲葉本家の施設に備える附属設備の専用利用に係る附属設備名、利用単位及び使用料は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。</p> <p>3 (略) (使用料の減免)</p> <p><u>第12条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第13条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 稲葉本家の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>第14条 (略) (損害賠償の義務)</p> <p>第15条 利用者<u>又は入館者</u>は、稲葉本家の施設、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復するための費用の額を限度として市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある</p>

現行	改正案																																																																		
<p>ると市長が認めたときは、当該賠償の額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第16条～第17条（略） （利用料金の収受）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>第19条（略）</p> <p><u>別表第1(第11条、第18条関係)</u> <u>稲葉本家の施設の専用利用に係る使用料</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用区分</th> <th>利用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">おもや 母屋</td> <td rowspan="2">休憩、会議等</td> <td>4時間未満1部屋につき</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>4時間以上1部屋につき</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ぎんしょうしゃ 吟松舎</td> <td rowspan="2">休憩、会議等</td> <td>4時間未満1部屋につき</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>4時間以上1部屋につき</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">たくみどころ 匠処</td> <td rowspan="2">陶芸の創作等</td> <td>4時間未満1棟につき</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>4時間以上1棟につき</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2(第11条、第18条関係)</u> <u>附属設備の専用利用に係る使用料</u></p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>附属設備名</th> <th>利用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用区分	利用単位	使用料	おもや 母屋	休憩、会議等	4時間未満1部屋につき	3,000	4時間以上1部屋につき	4,000	ぎんしょうしゃ 吟松舎	休憩、会議等	4時間未満1部屋につき	3,000	4時間以上1部屋につき	4,000	たくみどころ 匠処	陶芸の創作等	4時間未満1棟につき	5,000	4時間以上1棟につき	6,000	附属設備名	利用単位	使用料				<p>と市長が認めたときは、当該賠償の額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第16条～第17条（略） （利用料金の収受）</p> <p>第18条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項に規定する利用料金の額は、別表_____に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>第19条（略）</p> <p><u>別表(第11条、第18条関係)</u> <u>1 稲葉本家の施設の専用利用に係る使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用施設</th> <th colspan="2" rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>休館日 9:00～22:00</th> <th>開館日 17:30～22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">おもや 母屋</td> <td>4時間以内</td> <td rowspan="2">1部屋につき</td> <td colspan="2">3,000</td> </tr> <tr> <td>1時間(4時間を超える場合)</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ぎんしょうしゃ 吟松舎</td> <td>4時間以内</td> <td rowspan="2">1部屋につき</td> <td colspan="2">3,000</td> </tr> <tr> <td>1時間(4時間を超える場合)</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">たくみどころ 匠処</td> <td>4時間以内</td> <td rowspan="2">1棟につき</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td>1時間(4時間を超える場合)</td> <td>1,250</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 稲葉本家の附属設備の専用利用に係る使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料(円)</th> </tr> <tr> <th>休館日 9:00～22:00</th> <th>開館日 17:30～22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷暖房器具</td> <td>1時間</td> <td colspan="2">200</td> </tr> </tbody> </table>	利用施設	単位		使用料(円)		休館日 9:00～22:00	開館日 17:30～22:00	おもや 母屋	4時間以内	1部屋につき	3,000		1時間(4時間を超える場合)	750	ぎんしょうしゃ 吟松舎	4時間以内	1部屋につき	3,000		1時間(4時間を超える場合)	750	たくみどころ 匠処	4時間以内	1棟につき	5,000		1時間(4時間を超える場合)	1,250	設備名	単位	使用料(円)		休館日 9:00～22:00	開館日 17:30～22:00	冷暖房器具	1時間	200	
施設名	利用区分	利用単位	使用料																																																																
おもや 母屋	休憩、会議等	4時間未満1部屋につき	3,000																																																																
		4時間以上1部屋につき	4,000																																																																
ぎんしょうしゃ 吟松舎	休憩、会議等	4時間未満1部屋につき	3,000																																																																
		4時間以上1部屋につき	4,000																																																																
たくみどころ 匠処	陶芸の創作等	4時間未満1棟につき	5,000																																																																
		4時間以上1棟につき	6,000																																																																
附属設備名	利用単位	使用料																																																																	
利用施設	単位		使用料(円)																																																																
			休館日 9:00～22:00	開館日 17:30～22:00																																																															
おもや 母屋	4時間以内	1部屋につき	3,000																																																																
	1時間(4時間を超える場合)		750																																																																
ぎんしょうしゃ 吟松舎	4時間以内	1部屋につき	3,000																																																																
	1時間(4時間を超える場合)		750																																																																
たくみどころ 匠処	4時間以内	1棟につき	5,000																																																																
	1時間(4時間を超える場合)		1,250																																																																
設備名	単位	使用料(円)																																																																	
		休館日 9:00～22:00	開館日 17:30～22:00																																																																
冷暖房器具	1時間	200																																																																	

現行			改正案
冷暖房器具	1時間につき	200	<p><u>備考</u></p> <p>1 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</p> <p>2 稲葉本家の施設及び附属設備の専用利用の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</p> <p>3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</p>
茶器	1回につき	1,000	

京丹後市かぶと山虹の家条例(平成16年京丹後市条例第189号)新旧対照表【第9条関係】

現行		改正案			
京丹後市かぶと山虹の家条例 平成16年4月1日 条例第189号		京丹後市かぶと山虹の家条例 平成16年4月1日 条例第189号			
第1条～第9条 (略) (使用料の減免)		第1条～第9条 (略) (使用料の減免)			
第10条 <u>市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u>		第10条 <u>市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u>			
(使用料の不還付)		(使用料の不還付)			
第11条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>		第11条 <u>市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>			
(1) <u>虹の家の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u>		(1) <u>虹の家の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u>			
(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、虹の家の施設等を利用することができないとき。</u>		(2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>			
第12条～第17条 (略)		第12条～第17条 (略)			
別表(第9条、第16条関係)		別表(第9条、第16条関係)			
施設の使用料		1 虹の家使用料			
利用施設	区分	使用料(円)			
		昼間 (8:30～18:00)		夜間 (18:00～22:00)	
		4時間未満	4時間以上		
多目的ホール	1人につき	市内利用者	330	660	660
		市外利用者	550	1,100	1,100
	全面	市内利用者	3,300	6,600	6,600
		市外利用者	5,500	11,000	11,000
利用施設	単位	使用料(円)			
		昼間(8:30～18:00)		夜間(18:00～22:00)	
		4時間未満	4時間以上		
多目的ホール	1人	市内利用者	300	600	600
		市外利用者	500	1,000	1,000
	全面	市内利用者	3,000	6,000	6,000
		市外利用者	5,000	10,000	10,000

現行	改正案												
<p><u>附属設備の使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 272 427 312">設備名</th> <th data-bbox="427 272 714 312">単位</th> <th data-bbox="714 272 1122 312">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 312 427 352">シャワー</td> <td data-bbox="427 312 714 352">1人1回につき</td> <td data-bbox="714 312 1122 352">330</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	単位	使用料(円)	シャワー	1人1回につき	330	<p><u>2 附属設備の使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 272 1433 312">設備名</th> <th data-bbox="1433 272 1675 312">単位</th> <th data-bbox="1675 272 2058 312">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 312 1433 352">シャワー</td> <td data-bbox="1433 312 1675 352">1人・1回</td> <td data-bbox="1675 312 2058 352">300</td> </tr> </tbody> </table>	設備名	単位	使用料(円)	シャワー	1人・1回	300
設備名	単位	使用料(円)											
シャワー	1人1回につき	330											
設備名	単位	使用料(円)											
シャワー	1人・1回	300											
<p><u>備考</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>市内利用者とは、市民及び市内に事業所を有する法人をいう。</u></li> <li><u>市外に所在する小学校、中学校、高等学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育目的のために利用する場合の施設の使用料は、市内利用者の使用料を適用する。</u></li> <li><u>施設の使用料は、入場料その他の料金を徴収して利用する場合は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</u></li> </ol>	<p><u>備考</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>市内利用者とは、市民及び市内に事業所を有する法人をいう。</u></li> <li><u>市外に所在する小学校、中学校、高等学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用する場合の利用施設の使用料は、市内利用者の使用料を適用する。</u></li> <li><u>利用施設の使用料は、入場料その他の料金を徴収して利用する場合は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</u></li> <li><u>使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</u></li> </ol> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></li> </ol> <p><u>(経過措置)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>この条例による改正後の京丹後市かぶと山虹の家条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u></li> </ol>												

京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例(平成16年京丹後市条例第190号)新旧対照表【第10条関係】

現行					改正案				
京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例					京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例				
平成16年4月1日 条例第190号					平成16年4月1日 条例第190号				
第1条～第10条 (略) (使用料の不還付)					第1条～第10条 (略) (使用料の不還付)				
第11条 <u>既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>					第11条 <u>市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全部又は一部を還付することができる。</u>				
(1) <u>キャンプ場の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u>					(1) <u>キャンプ場の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u>				
(2) <u>利用者の責めに帰することができない理由により、キャンプ場の施設等を利用することができないとき。</u>					(2) <u>前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>				
第12条 (略) (損害賠償の義務)					第12条 (略) (損害賠償の義務)				
第13条 利用者_____は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。					第13条 利用者又は <u>入園者</u> は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。				
第14条～第17条 (略) 別表(第9条、第16条関係)					第14条～第17条 (略) 別表(第9条、第16条関係)				
施設使用料					キャンプ場使用料				
キャン プ 使 用 料	<u>施設名</u>	<u>利用単位</u>	<u>使用料</u>	<u>備考</u>	<u>利用施設</u>	<u>単位</u>	<u>使用料(円)</u>		
	テントサイト	1基1日	3,000円	午後2時から翌日 午後12時まで	テントサイト	1基(宿泊利用)	14:00～翌日1 2:00	4,000	
		宿泊を伴わない 場合の使用1日	1,000円			1基(デイ利用)	9:00～17:00	2,000	
	オートキャンプ 場	1区画1日	3,000円	午後2時から翌日 午後12時まで	オートキャンプ場	1区画(宿泊利用)	14:00～翌日1 2:00	5,000	
1区画(デイ利用)						9:00～17:00	2,500		

現行				改正案				
バーベキュー等使用料	キャンプ場 炊事棟	1日(宿泊を伴わない場合)	宿泊を伴わない場合の使用1日	1,000円	フリーサイト	1張(宿泊利用)	14:00～翌日 12:00	4,000
			1～10名	1,500円	宿泊を伴う場合の使用料は、キャンプ使用料の中に含まれる。	1張(デイ利用)	9:00～17:00	2,000
		11～20名	3,000円					
		21～30名	4,500円					
		31～40名	6,000円					
		41～50名	7,500円					
		51～60名	9,000円					
		61～70名	10,500円					
		71～80名	12,000円					
		81～90名	13,500円					
	91名以上	15,000円						

**備考**

- 1 利用施設は、炊事棟の利用を含むものとする。
- 2 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。

**附 則**  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用について

現行	改正案
	<u>は、なお従前の例による。</u>

京丹後市てんきてんき村関連施設条例(平成17年京丹後市条例第49号)新旧対照表【第11条関係】

現行	改正案								
京丹後市てんきてんき村関連施設条例	京丹後市てんきてんき村関連施設条例								
平成17年12月26日 条例第49号	平成17年12月26日 条例第49号								
第1条～第9条 (略) (使用料の減免)	第1条～第9条 (略) (使用料の減免)								
<u>第10条 市長は、公用又は公益のため利用する場合その他特に必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u>	<u>第10条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u>								
(使用料の不還付)	(使用料の不還付)								
<u>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>	<u>第11条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u>								
<u>(1) てんきてんき村関連施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u>	<u>(1) てんきてんき村関連施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u>								
<u>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、てんきてんき村関連施設の施設等を利用することができないとき。</u>	<u>(2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。</u>								
第12条 (略) (損害賠償の義務)	第12条 (略) (損害賠償の義務)								
第13条 利用者_____は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	第13条 利用者又は入館者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。								
第14条～第17条 (略)	第14条～第17条 (略)								
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設(はしうど荘)</td> <td>京丹後市丹後町間人632番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設(はしうど荘)	京丹後市丹後町間人632番地の1	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設(はしうど荘)</td> <td>京丹後市丹後町間人632番地の1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設(はしうど荘)	京丹後市丹後町間人632番地の1
名称	位置								
京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設(はしうど荘)	京丹後市丹後町間人632番地の1								
名称	位置								
京丹後市農林漁業体験実習館、地域休養施設(はしうど荘)	京丹後市丹後町間人632番地の1								

現行		改正案	
京丹後市郷土文化保存伝習施設(伝習館)	京丹後市丹後町間人633番地の1	京丹後市郷土文化保存伝習施設(伝習館)	京丹後市丹後町間人633番地の1
京丹後市体験農業園地等管理施設(管理棟)	京丹後市丹後町竹野280番地	京丹後市体験農業園地等管理施設(管理棟)	京丹後市丹後町竹野280番地
京丹後市オートキャンプ場	京丹後市丹後町竹野342番地	京丹後市てんきてんき村オートキャンプ場	京丹後市丹後町竹野342番地
京丹後市多目的広場	京丹後市丹後町竹野289番地	京丹後市てんきてんき村多目的広場	京丹後市丹後町竹野289番地
京丹後市コミュニティプラザ	京丹後市丹後町間人1797番地	京丹後市道の駅(てんきてんき丹後)	京丹後市丹後町竹野313番地の1
京丹後市道の駅(てんきてんき丹後)	京丹後市丹後町竹野313番地の1	京丹後市道の駅(てんきてんき丹後)	京丹後市丹後町竹野313番地の1
京丹後市碓高原ステキハウス	京丹後市丹後町碓1番地	京丹後市碓高原ステキハウス	京丹後市丹後町碓1番地
京丹後市宇川温泉よし野の里	京丹後市丹後町久僧1562番地	京丹後市宇川温泉よし野の里	京丹後市丹後町久僧1562番地
京丹後市海浜植物観察園	京丹後市丹後町間人68番地の1	京丹後市海浜植物観察園	京丹後市丹後町間人68番地の1
京丹後市高嶋園地	京丹後市丹後町上野729番地	京丹後市高嶋園地	京丹後市丹後町上野729番地

別表第2(第9条、第16条関係)

区分		単位	使用料	摘要	
はしうど荘	宿泊	1人につき1泊	5,000円	時間単位の使用については、1日の使用料の額を超えない範囲で市長が別に定める額	
	上記以外	個室	1室につき1日		5,000円
		会議室	1室につき1日		8,000円
		研修室	1室につき1日		8,000円
	浴室	1人につき1回	600円		
体験実習		実費			
伝習館	多目的研修室	1室につき1日	8,000円	時間単位の使用については、1日の使用料の額を超えない範囲で市長が別に定	
	体験室	1室につき1日	5,000円		

別表第2(第9条、第16条関係)

てんきてんき村関連施設使用料

利用施設	利用時間	単位	使用料(円)	摘要
はしうど荘	15:00～翌日10:00	1泊	6,000	3歳以上の者1人につき
			1,000	3歳未満の者1人につき
研修室	9:00～18:00	4時間以内	2,240	1室につき
		1時間(4時間を超える場合)	560	
研修室	9:00～18:00	4時間以内	3,560	1室につき
		1時間(4時間を超える場合)	890	

現行				改正案			
	体験実習		実費				
	オートキャンプ場	1区画につき1日	5,000円				
	多目的広場	1日につき	5,000円	時間単位の使用については、1日の使用料の額を超えない範囲で市長が別に定める額			
	コミュニティプラザ			キャンプの使用については、オートキャンプ場の使用料の額に準じた額			
宇川温泉よし野の里	宿泊室	1人につき1泊	3,000円	左欄の合計額			
		1室につき1泊	12,000円				
	浴室	1人につき1回	600円				
	大広間	1室につき1日	8,000円	時間単位の使用については、1日の使用料の額を超えない範囲で市長が別に定める額			
	加工試作室	1室につき1日	5,000円				
	ゲートボール場	1面につき1日	3,000円				
	宿泊棟広間	1室につき1日	7,000円				
高嶋園地	駐車場	1台につき1日	1,000円	大型車は2,000円			
	オートキャンプ場	1区画につき1日	4,000円	オートキャンプ場の電源施設のある区画については1日5,000円			
	附属施設			市長が別に定			
					間を超える場合)		
	浴室	11:00～22:00			1回	1人につき	550円
							宿泊を伴う場合は、個室使用料の中に含まれる。
伝習館	多目的研修室	9:00～18:00			4時間以内1時間(4時間を超える場合)	1室につき	3,560円
							890円
	体験室				4時間以内1時間(4時間を超える場合)	1室につき	2,240円
							560円
	体験実習				一式		実費
てんきてんき村	オートキャンプ場	11:00～翌日10:00			1区画(宿泊利用)	電源付	5,000円
						電源無	4,000円
		9:00～17:00			1区画(デイ利用)	電源付	2,500円
						電源無	2,000円
てんきてんき村	多目的広場	9:00～18:00			4時間以内1時間(4時間を超える場合)		2,240円
							560円
		11:00～翌日10:00			テント1張(キャンプ利用)		4,000円
宇川温泉よし野の里	宿泊室	15:00～翌日10:00			1泊	1人につき	3,000円
						1室につき	12,000円
	浴室	10:00～21:00			1回	1人につき	550円
							宿泊を伴う場合は、宿泊

現行			改正案				
		める額					室使用料 の中に含 まれる。
	大広間	9:00～ 18:00	4時間以内 1時間(4時 間を超える 場合)	1室につき	3,560	890	
	加工試作 室		4時間以内 1時間(4時 間を超える 場合)	1室につき	2,240	560	
	ゲートボ ール場		4時間以内 1時間(4時 間を超える 場合)	1面につき	1,320	330	
	宿泊棟広 間		4時間以内 1時間(4時 間を超える 場合)	1室につき	3,120	780	
	高嶋 園地	9:00～ 18:00	1日	バス等の大 型車1台に つき 大型車以外 1台につき	2,000	1,000	
	オートキ ャンプ場	11:00～翌 日10:00	1区画(宿泊 利用)	電源付 電源無	5,000	4,000	
		9:00～ 17:00	1区画(デイ 利用)	電源付 電源無	2,500	2,000	

備考

1 「1泊」とは午後3時から翌日の午前10時まで、「1日」とは午前

備考

1 はしうど荘個室及び研修室、伝習館、てんきてんき村多目的広場、

現行	改正案
<p><u>9時から午後6時まで(ただし、オートキャンプ場においては午前11時から翌日の午前10時まで)をいう。</u></p> <p><u>2 使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、その都度市長が定める。</u></p>	<p><u>宇川温泉よしの里大広間、加工試作室、ゲートボール場及び宿泊棟広間の利用において、営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>2 はしうど荘個室及び研修室、伝習館、てんきてんき村多目的広場、宇川温泉よしの里大広間、加工試作室、ゲートボール場及び宿泊棟広間の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。</u></p> <p><u>3 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の京丹後市てんきてんき村関連施設条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u></p>